

茨城県報 第447号

平成5年5月17日

月曜日

目 次

告 示

	ページ
◎平成5年度狩猟免許試験, 適性検査及び講習の実施(環境保全課)	1
◎保険薬剤師の登録(保険課)	3
◎土地改良事業の工事の完了(農地管理課)	3
◎土地改良事業計画の変更の適当決定(")	3
◎道路の区域の変更(2件)(道路維持課)	4
◎道路の供用の開始(6件)(")	6
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定(2件)(ダム砂防課)	9
◎土地区画整理事業の換地処分(都市整備課)	10
◎事業計画の変更の認可(下水道課)	10
◎土地改良事業の工事の完了(4件)(土地改良事務所)	11
◎換地処分の公告(")	12
(選挙管理委員会)	
◎選挙管理委員会第5回定例会の招集	12
(大規模小売店舗審議会)	
◎第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示	13

公 告

◎開発行為の工事完了(2件)(建築指導課)	13
◎道路の位置の指定(2件)(")	14
◎建築許可に関する聴聞(")	14
◎宅地建物取引主任者資格試験(")	15

告 示

茨城県告示第648号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第7条第1項の規定による平成5年度狩猟免許試験並びに同法第7条ノ4の規定による平成5年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成5年5月17日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

平成5年度狩猟免許試験、適性検査及び講習の日程

回	実施月日	地 区	区 分	対 象 地 域
1	7月14日(水)	県 北	経 験 者	県北地方総合事務所管内
2	7月21日(水)	県北・鹿行	〃	県北・鹿行 〃
3	7月23日(金)	県 南	〃	県 南 〃
4	7月30日(金)	県 西	〃	県 西 〃
5	8月10日(火)	全 県	初 心 者	県 内 全 域
6	8月31日(火)	〃	〃	〃
7	9月3日(金)	〃	経 験 者	〃
8	9月7日(火)	〃	初 心 者	〃

(注) 1 会 場 笠間市石寺 680 茨城県狩猟者研修センター

2 受付時間 狩猟免許試験、適性検査及び講習とも

午前9時～9時30分

3 実施時間

(1) 狩猟免許試験(初心者) 午前9時30分～午後4時

(2) 適性検査及び講習(経験者) 午前9時30分～午後2時30分

4 受験(検)資格

(1) 狩猟免許試験(初心者) 茨城県に住所を有する満20歳以上の者

(2) 適性検査及び講習(経験者) 狩猟免許の更新を受けようとする者

5 受験(検)の申込み

(1) 所定の申請書(狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書)に必要事項を記入し、写真(ライカ版:たて3.6cm×よこ2.4cm)をはり、受験(検)手数料(茨城県収入証紙)及び住民票の写しを添え、住所地の茨城県猟友会支部を通じ管轄地方総合事務所へ開催日の7日前までに申し込んでください。

なお、銃の所持許可を現に受けていない者は、精神病患者、精神薄弱者又はてんかん病患者、麻薬、大麻、阿片、若しくは覚醒剤の中毒者に該当しないことを証する医師の診断書が必要です。

(2) 当日の申請は、一切受け付けません。

(3) 申請書は、各地方総合事務所及び茨城県猟友会各支部にあります。

(4) 受験(検)人員は、一会場当たり原則として160名以内とします。

6 携行品

(1) 受験(検)票

(2) 筆記用具

※ 詳しいことは、各地方総合事務所又は茨城県猟友会各支部にお尋ねください。

茨城県告示第 649 号

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 43 条の 5 第 1 項の規定により、次の薬剤師を保険薬剤師に登録した。

平成 5 年 5 月 17 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

記

氏 名	登録記号番号	登録年月日
城 野 貴 子	茨薬 1 6 9 2	5. 4. 22
中 村 洋 子	茨薬 1 6 9 3	5. 4. 23
左 山 和 美	茨薬 1 6 9 4	5. 4. 27
酒 井 美 智 子	茨薬 1 6 9 5	5. 4. 28

茨城県告示第 650 号

昭和 59 年 10 月 5 日付けで計画の確定のあった県営吉川地区（区画整理）土地改良事業の工事は、平成 5 年 3 月 25 日をもって完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づき公告する。

平成 5 年 5 月 17 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

茨城県告示第 651 号

立花土地改良区から平成 5 年 3 月 16 日付けで認可申請のあった土地改良事業（維持管理）計画の変更については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 5 年 5 月 17 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

1 縦覧に供する書類

立花土地改良区定款の写し

維持管理事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 5 年 5 月 18 日から平成 5 年 6 月 14 日まで

3 縦覧の場所

玉造町役場

茨城県告示第652号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成5年5月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年5月17日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

路線名	区 間	新旧 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
県道上新田木原線	稲敷郡美浦村大字大山字上の内 96番地先から	旧	最大 ^{メートル} 5.0 最小 5.0	^{メートル} 64.0	現道拡幅
	稲敷郡美浦村大字大山字上の内 95番地先まで	新	最大 20.8 最小 14.0	64.0	
県道上新田木原線	稲敷郡美浦村大字大山字上の内 95番地先から	旧	最大 7.31 最小 5.0	286.0	バイパス
	稲敷郡美浦村大字大山字上の内 20番地先まで	新	最大 15.6 最小 14.7	302.0	
県道上新田木原線	稲敷郡美浦村大字大山字上の内 20番地先から	旧	最大 9.2 最小 4.75	507.0	現道拡幅
	稲敷郡美浦村大字馬掛字前口 591番1地先まで	新	最大 15.2 最小 13.53	507.0	
県道上新田木原線	稲敷郡美浦村大字馬掛字前口 591番1地先から	旧	最大 9.05 最小 5.1	103.0	バイパス
	稲敷郡美浦村大字馬掛字前口 568番2地先まで	新	最大 9.05 最小 5.1 最大 14.4 最小 11.2	103.0 103.0	

県道上新田木原線	稲敷郡美浦村大字馬掛字前口 568番2地先から	旧	最大 6.0 最小 6.0	470.4	現道拡幅
	稲敷郡美浦村大字馬掛字滝の下 309番1地先まで	新	最大 13.3 最小 10.0	470.4	
県道上新田木原線	稲敷郡美浦村大字馬掛字滝の下 309番1地先から	旧	最大 7.32 最小 5.4	200.0	バイパス
	稲敷郡美浦村大字馬掛字滝の下 227番1地先まで	新	最大 7.32 最小 5.4 最大 15.1 最小 12.6	200.0 200.0	
県道上新田木原線	稲敷郡美浦村大字馬掛字滝の下 227番1地先から	旧	最大 6.0 最小 6.0	73.0	現道拡幅
	稲敷郡美浦村大字馬掛字富士の下 110番地先まで	新	最大 14.0 最小 13.2	73.0	
県道上新田木原線	稲敷郡美浦村大字馬掛字富士の下 110番地先から	旧	最大 12.0 最小 4.4	213.0	バイパス
	稲敷郡美浦村大字馬掛字根本内 950番地先まで	新	最大 12.0 最小 4.4 最大 15.7 最小 14.0	213.0 212.0	
県道上新田木原線	稲敷郡美浦村大字馬掛字根本内 950番地先から	旧	最大 15.03 最小 8.62	383.0	現道拡幅
	稲敷郡美浦村大字牛込字根本内 1002番1地先まで	新	最大 16.4 最小 15.3	383.0	

茨城県告示第653号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成5年5月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年5月17日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

1. 道路の種類 県 道
2. 路 線 名 結城下妻線
3. 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
結城市大字久保田 82番3地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 26.0	<small>メートル</small> 431.0	
		最小 7.6		
真壁郡関城町大字船玉 79番26地先まで	新	最大 26.0	431.0	側道橋設置
		最小 11.4		

茨城県告示第654号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成5年5月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年5月17日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

1. 路 線 名 県 道 上新田木原線
2. 供用開始の区間 稲敷郡美浦村大字大山字上の内96番地先から
稲敷郡美浦村大字馬見山字北浦746番地先まで
3. 供用開始の期日 平成5年5月17日

茨城県告示第 655 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成5年5月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年5月17日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

1. 路 線 名 県 道 水沼磯原線
2. 供用開始の区間 北茨城市華川町白場22番9地先から
北茨城市磯原町豊田字一本杉896番1地先まで
3. 供用開始の期日 平成5年5月17日

茨城県告示第 656 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成5年5月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年5月17日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 高萩大子線	高萩市大字大能1183番1地先から 高萩市大字大能1183番地先まで	平成5年5月17日
県道 高萩塙線	高萩市大字上手綱613番地先から 高萩市大字上手綱2290番5地先まで	同 上

茨城県告示第 657 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成5年5月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年5月17日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 高 萩 埜 線	高萩市大字下手綱字小埜 1250 番 1 地先から 高萩市大字上手綱字下田中 432 番地先まで	平成5年5月17日
県道 山根大津港線	北茨城市華川町大字上小津田字長沢 1260 番 12 地先から 北茨城市華川町大字下小津田字タラメキ 427 番 16 地先まで	同 上

茨城県告示第 658 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成5年5月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年5月17日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

1. 路 線 名 県 道 結城下妻線
2. 供用開始の区間 結城市大字久保田 82 番 3 地先から
真壁郡関城町大字船玉 79 番 26 地先まで
3. 供用開始の期日 平成5年5月17日

茨城県告示第 659 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成5年5月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年5月17日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 繁 昌 牛 堀 線	行方郡麻生町大字根小屋 77 番 4 地先から 行方郡麻生町大字矢幡 32 番 1 地先まで	平成5年5月17日
県道 須賀北埠頭線	鹿島郡鹿島町大字大船津 3127 番 1 地先から 鹿島郡鹿島町大字大船津 3286 番地先まで	同 上

茨城県告示第660号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部ダム砂防課及び茨城県土浦土木事務所において縦覧に供する。

平成5年5月17日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

1. 区域の名称

小松三丁目地区急傾斜地崩壊危険区域

2. 土地の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から5号までを順次結んだ線及び標柱5号から1号までを結んだ線に囲まれた区域。

市 名	大 字 名	字 名	地 番 等	標柱番号	備 考
土 浦 市	小 松	三 丁 目	572-2	1	
”	”	”	572-1	2	各々の交点
”	”	”	572-2		
”	”	”	572-7		
”	”	”	572-8		
”	”	”	619-1		
”	”	”	620-1	4	境界線上の点
”	”	”	620-4		
”	”	”	556-1	5	

茨城県告示第661号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部ダム砂防課及び茨城県土浦土木事務所において縦覧に供する。

平成5年5月17日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

1. 区域の名称

菖蒲沢－2地区急傾斜地崩壊危険区域

2. 土地の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から5号までを順次結んだ線及び標柱5号から1号までを結んだ線に囲まれた区域。

郡 名	町 村 名	大 字 名	字 名	地 番 等	標 柱 番 号	備 考
新 治 郡	八 郷 町	菖 蒲 沢	竹 ノ 内	288－2	1	
”	”	”	裏 山	661－2	2	
”	”	”	屋 敷 添	659	3	
”	”	”	前	322	4	
”	”	”	”	316	5	

茨城県告示 662 号

竜ヶ崎市佐貫駅東土地区画整理組合施行の佐貫駅東特定土地区画整理事業については、換地処分があったので土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により告示する。

平成5年5月17日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

茨城県告示 663 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第1項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成5年5月17日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

1 施行者の名称

土浦市

2 都市計画事業の種類及び名称

土浦・阿見都市計画下水道事業土浦市公共下水道

3 事業施行期間 昭和41年8月22日から

平成10年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 なし

(2) 使用の部分

昭和41年建設省茨都第83号, 昭和48年建設省都下発第11号, 昭和54年茨城県告示第1,109号, 昭和57年茨城県告示第1,137号, 昭和59年茨城県告示第1,244号, 昭和62年茨城県告示第1,638号及び平成2年茨城県告示第1,216号, 平成3年茨城県告示第1,277号の事業地に次に掲げる事業地を加えた区域

土浦市大字永国 字長田の全部の区域
及び字小久保, 字大久保, 字高野, 字赤羽, 字寺ノ後, 字寺家後, 字十三塚, 字東田, 字御霊, 字御え, 字松向の各一部の区域

並びに大字常名 字大山の一部の区域

並びに大字中貫 字板谷の一部の区域

並びに田村町 字久保尻及び東谷ツの全部の区域
及び字天神谷ツ, 字東原, 字三夜原, 字新堀, 字申橋, 字前谷ツ, 字前谷, 字永峯の各一部の区域

並びに沖宿町字亀下, 字六十塚, 字天志古, 字東堂, 字蛇田, 字越場, 字尻替, 字南堂, 字正久保, 字八幡脇, 字神田, 字背田, 字松ヶ下, 字石橋の各一部の区域

並びに手野町 字新堀及び字清水脇の各一部の区域

茨城県告示第664号

昭和53年9月25日付け農管指令第440号をもって認可のあった, 石岡台地土地改良区が行う団体営常陸野地区土地改良事業については, 昭和55年3月30日に工事が完了した旨, 土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により届出があったので, 同条第2項の規定により公告する。

平成5年5月17日

茨城県土浦土地改良事務所長 有 吉 潔

茨城県告示第665号

昭和51年6月4日付け農管指令第273号をもって認可のあった, 石岡台地土地改良区が行う団体営河北地区土地改良事業については, 昭和53年3月30日に工事が完了した旨, 土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により届出があったので, 同条第2項の規定により公告する。

平成5年5月17日

茨城県土浦土地改良事務所長 有 吉 潔

茨城県告示第666号

昭和56年5月6日付け農管指令第225号をもって認可のあった、石岡台地土地改良区が行う団体営千代田中部地区土地改良事業については、工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成5年5月17日

茨城県土浦土地改良事務所長 有 吉 潔

茨城県告示第667号

昭和56年8月13日付け農管指令第456号をもって認可のあった、石岡台地土地改良区が行う団体営北根地区土地改良事業については、工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成5年5月17日

茨城県土浦土地改良事務所長 有 吉 潔

茨城県告示第668号

平成5年3月5日付け土土改指令第2号で認可した栗原地区の更生換地計画については、土浦市外十五ヶ町村土地改良区から換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

平成5年5月17日

茨城県土浦土地改良事務所長 有 吉 潔

(選 挙 管 理 委 員 会)

茨城県選挙管理委員会告示第31号

平成5年茨城県選挙管理委員会第5回定例会を次のとおり招集する。

平成5年5月17日

茨城県選挙管理委員会委員長 内 藤 健 二

- 1 日 時 平成5年5月17日(月)
午後4時から
 - 2 場 所 茨城県水戸市三の丸1-7-41
茨城県職員会館第1会議室
 - 3 議 題
 - (1) 市町村選挙の結果について
 - (2) 政治団体の設立届出、解散届出の状況について
 - (3) その他
-

(大規模小売店舗審議会)

茨城県大規模小売店舗審議会告示第30号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所 (2)事業者にとっては、その事業の種類 (3)略歴(法人及び団体にとっては、事業の沿革) (4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局(茨城県商工労働部商業振興課内)に到着するように提出して下さい。

平成5年5月17日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社 コジマ
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 株式会社コジマ水戸店
水戸市笠原町188番地の1
- 3 現在の店舗面積 493㎡
- 4 増加しようとする店舗面積 650㎡
- 5 店舗面積を増加する日 平成5年11月11日

公 告

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成5年5月17日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
新治郡出島村大字加茂字立木山4266番3, 同番65の一部, 同番66, 同番67(第1工区分)
- 2 事業主の住所及び氏名
新治郡千代田町下稲吉2585
タキロン株式会社東京工場
取締役工場長 越後 一郎

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鹿島郡波崎町大字太田字押場705番30

2 事業主の住所及び氏名

東京都中央区日本橋小舟町8番6号

旭友不動産株式会社

代表取締役 岩下 誠宏

◎道路の位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成5年5月17日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
潮土木指令 第220号	5. 4. 28	(株) 北拓不動産 (代) 清水 雄二	東京都練馬区 氷川台3丁目 27番4号	銚田町大字舟木字菖 蒲沼52-6	メートル 6.00	メートル 74.15
潮土木指令 第219号	5. 4. 28	(株)丸甚ハウ ジング (代) 菅谷 一男	水戸市城南 3丁目12番8号	大野村大字和字蛭子 623-13	4.20	73.30

◎建築許可に関する聴聞

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

平成5年5月17日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

記

- 1 聴 聞 期 日 平成5年5月24日(月)午後1時30分
- 2 聴 聞 場 所 高萩市大字高戸字高野前589-5
- 3 聴 聞 事 項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。
銘木用倉庫の改築
- 4 申 請 者 住 所 高萩市高戸595-3
- 5 氏 名 佐 藤 文 男
- 6 建築物構造規模 鉄骨造1階建改築(増築)
申請延面積 339.61平方メートル 既存 306.94平方メートル

- 7 敷地面積 1,866.15平方メートル
8 原 動 機 新 増 設 / キロワット 既 設 / キロワット
9 建築物の位置 高萩市大字高戸字高野前589-5, -6, 595-1, -4

◎宅地建物取引主任者資格試験

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条の2第1項の規定による茨城県知事の委任に係る平成5年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成5年5月17日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 大津留 温

- 1 試験の日時 平成5年10月17日(日) 午後1時から午後3時まで
- 2 試験の場所 受験申込みの受付の際指定する。
- 3 試験の内容
 - (1) 内 容 おおむね次の事項について行う。
 - ア 土地の形質, 地積, 地目及び種別並びに建物の形質, 構造及び種別に関すること。
 - イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。
 - ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。
 - エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
 - オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。
 - カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。
 - キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。
 - (2) 出題法令の適用期日
平成5年4月1日現在施行している法令
- 4 試験の方法及び出題数
 - (1) 方 法 4枝択一式の筆記試験による。
 - (2) 出 題 数 50問
- 5 受 験 資 格 次の各号の一に該当する者
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者
 - (2) 宅地又は建物の取引に関し2年以上の実務の経験を有する者
 - (3) 知事が, 建設大臣の定めるところにより, 前2号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めたる者
- 6 試験案内及び受験申込書の配布
 - (1) 配布期間
平成5年7月5日(月)から平成5年7月30日(金)まで。ただし, 土曜日, 日曜日を除く。
 - (2) 配布場所

社団法人茨城県宅地建物取引業協会本部及び各支部、茨城県建築指導課及び各土木事務所

7 受験手数料 7,000円

受験申込前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込む(払込手数料は、本人負担)。

8 受験申込み

(1) 申込期間

平成5年7月26日(月)から平成5年7月30日(金)までの期間で、午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

(2) 申込場所

水戸市民会館 水戸市中央1丁目4番1号

(駐車場不備のため自家用車等による来所は禁じる。

なお、郵送による申込受付は行わない。

(3) 提出書類

ア 受験申込書(裏面に、受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書をはったもの)

イ 受験資格を証する書面

ウ 写真1葉(受験申込前6箇月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦5センチメートル、横5センチメートルのもの)

9 合格発表

(1) 発表の期日

平成5年12月1日(水)

(2) 発表の方法

前記申込書配布場所へ合格者一覧表を掲示するとともに、本人への合格証書の送付により行う。

10 問い合わせ先

社団法人 茨城県宅地建物取引業協会

水戸市金町3丁目1番3号

電話 (0292) 25-5300

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 2,300円)

発行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)